

むかわ町事前復興計画

概要版

令和7年3月

むかわ町

1. はじめに

事前復興計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型巨大地震が発生した場合に、速やかな生活再建と創造的復興を果たす姿をイメージする「復興まちづくり計画」と、日常のまちづくりの中で事前に取り組むことにより被害の軽減に資する「事前復興準備計画」により構成します。

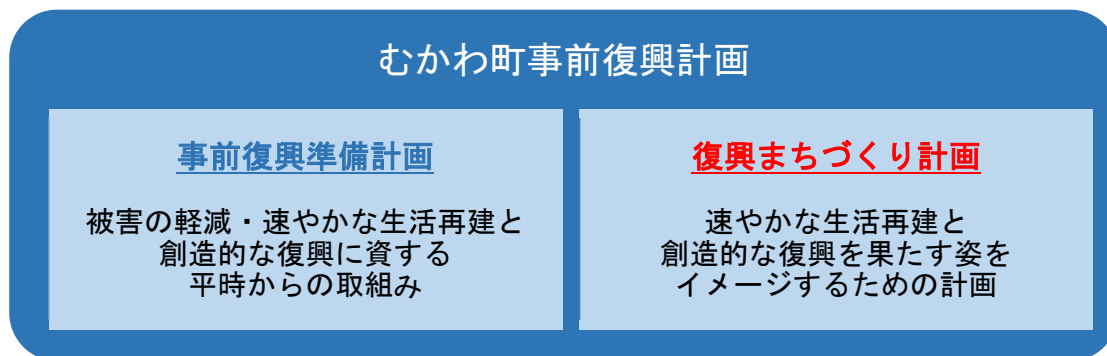


図 1-1 本計画の構成図

「事前復興準備計画」では発災前の取組みを明確化することで、減災や被災後の復興まちづくり計画の円滑化を図ります。

「復興まちづくり計画」では、発災直後から応急対応期までの取組みの具体化を図ることで地域防災計画を補完するとともに、復興始動期から復興・創生期における取組みを明確化します。

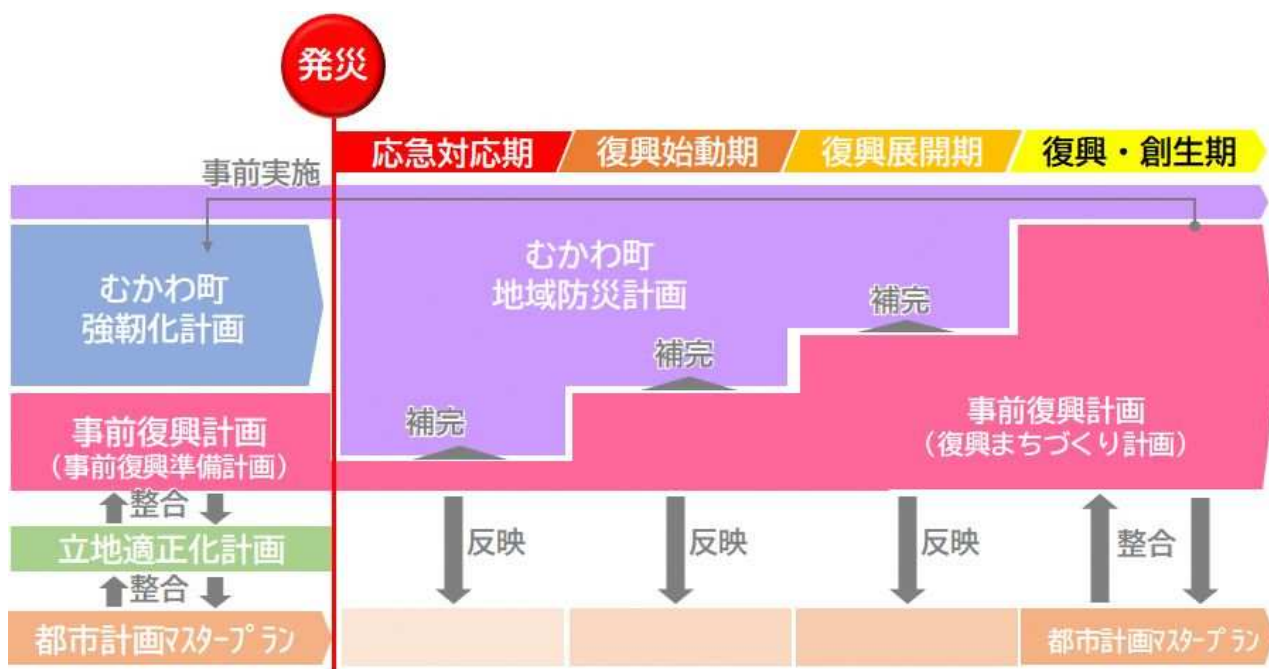


図 1-2 本計画の位置づけ

また、事前復興計画は将来のまちづくりを先取りした計画でもあり、今後のまちづくりの指針として「まちづくり計画」「都市計画マスタープラン」「立地適正化計画」などと相互に見直し続けることで、事前復興計画に示す将来都市像とこれらの計画間のギャップを洗い出し、日常のまちづくりの延長線上に「災害に強いまちづくり」を置くことが可能となります。

事前復興計画は、むかわ町で策定している全ての計画に横串をさし、互いに不断の見直しを続けるための計画と位置付けます。

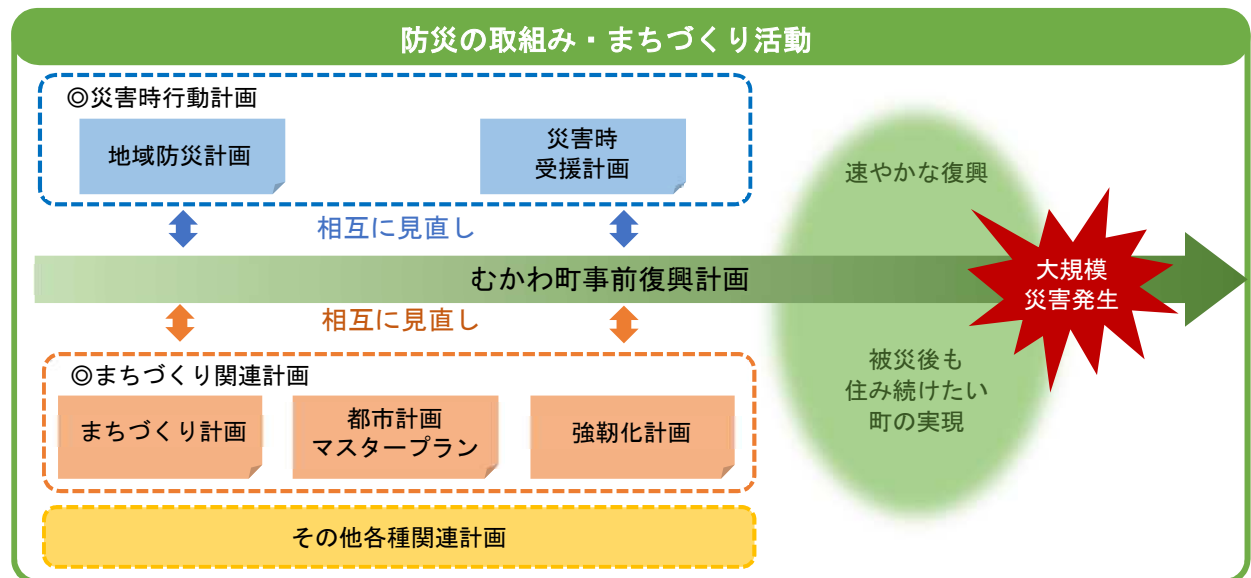


図 1-3 本計画の役割

既存の上位・関連計画と連携しながら、事前復興計画で明らかになった分野別の課題については、新たに計画立案を行ったり、既存計画の見直しやより具体的な内容を盛り込んだりするなどの対応が必要になります。

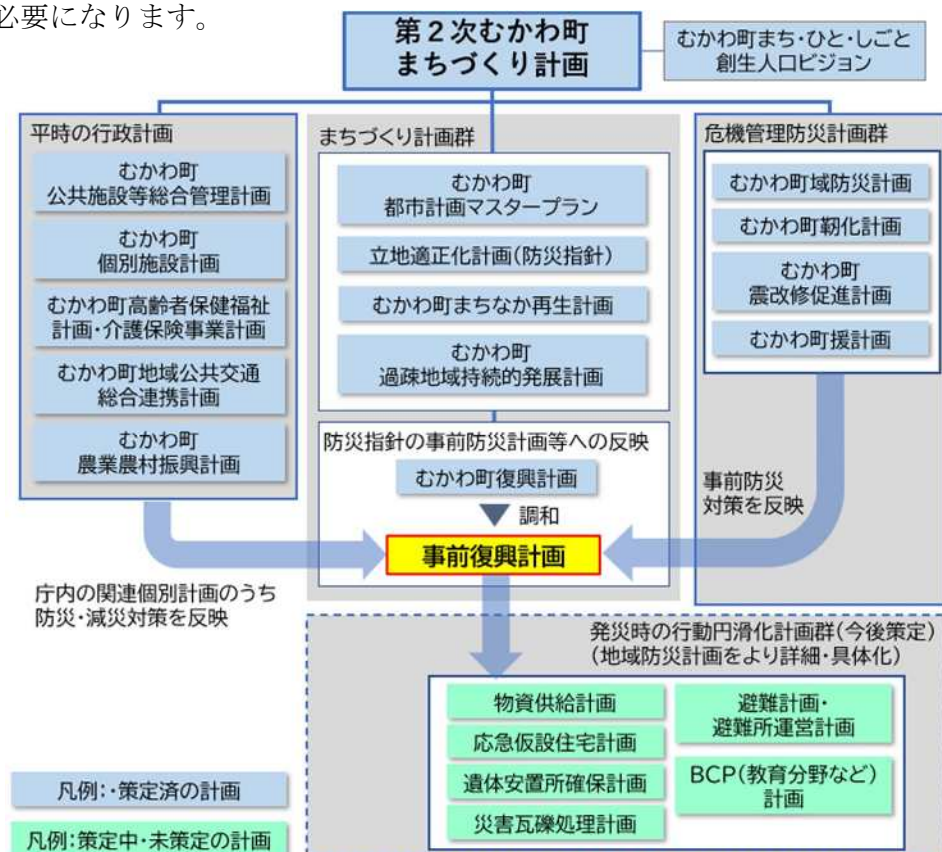


図 1-4 上位関連計画との関係図

2. 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震における被害想定

国は、令和3年12月21日、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に関し、広域的な防災対策を検討するためのマクロ的な被害想定を公表しました。

これを受け北海道では、浸水区域内における時間帯別の人口動態や建物所在地の状況など、個別の地域ごとの実態を踏まえたより詳細な検討を行い、令和４年７月２８日に市町村ごとの被害想定を公表、１２月２６日には被害想定項目の追加を行いました。

表 2-1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定

想定地震モデル	日本海溝モデル	千島海溝モデル
想定する地震動	5 弱	5 強
最大津波高	12m	7m
津波到達時間	35 分（津波高+1m）	63 分（津波高+1m）
浸水面積	17.3k m ² （浸水深 1 cm以上）	7.2k m ² （浸水深 1 cm以上）

表 2-2 建物被害 (最大: 冬・深夜)

揺れ	5 棟未満
液状化	70 棟
津波	1, 100 棟

表 2-3 人的被害 (最大: 冬・深夜)

死者数	津波	1,600人（早期避難率高＋呼びかけ）、2,300人（早期避難率低）
負傷者		5人未満（早期避難率高＋呼びかけ）、40人（早期避難率低）

表 2-4 避難者数

津波での避難者	1,700 人
避難者総数	3,800 人（直後）
避難所避難者	2,600 人（直後）
要配慮者	550 人うち 190 人：65 歳以上の高齢単身者

出典：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について（北海道）



图 2-1 津波浸水想定区域图

3. 復興まちづくりに向けた課題

本章では、被災を想定したまちの課題を、平時と被災後に分けて整理します。

平時と被災後に顕著化するまちの課題を大きく分類すると以下のように整理されます。

表 3-1 まちの課題の分類

分類	平時の課題のまとめ	被災後の課題のまとめ	復興まちづくりに向けた課題
被災者対応	- 被災者支援体制、被災者支援策の事前構築 - 復興イメージの事前共有、準備	- 災害弱者、来訪被災者への対応 - 心身の健康づくり - 応急仮設住宅、災害公営住宅への速やかな入居	被災者の生活再建
住環境	- 子ども、子育て、教育環境の充実 - 医療、福祉、介護の充実 - 人口減少、高齢化への対応 - 生涯学習の充実 - 公共インフラの適正管理	- 医療、福祉、介護の継続 - 日常生活に必要な機能（商業施設、飲食等）回復 - 子ども、子育て、教育環境の継続 - 公共インフラの再開	安心して暮らせるまちづくり
産業	- 担い手の確保 - 産業基盤の整備 - 資源の保護、補完 - 復興ビジョンの事前策定	- なりわいの再開（仮設含む） - 被災事業者への支援 - 産業基盤の復旧	なりわいの再興
にぎわい・活気	- 地域コミュニティの維持 - 関係人口、交流人口の拡大	- 地域コミュニティの再生 - 公共コミュニティ施設の再開 - 新たなまちなかの再生 - 新たな交流、起業等チャレンジへの支援	にぎわい・交流のあるまちづくり
災害対応	- 生命と財産を守る取組推進（被災前の備え、避難準備、長期避難生活への備え） - 災害、復興対応体制構築 - 津波避難対策事業の実施 - 自助、共助体制の充実	災害への備え（積雪寒冷期含む）	災害に強いまちづくり

(1) 平時の課題の洗い出し方法

大規模災害が発生すると、人口減少など平時から存在する社会課題がより顕著化・加速化することから、平時からのまちづくりを点検し、課題を抽出するため、第2次むかわ町まちづくり計画の各政策項目・施策項目ごとに課題を抽出するとともに、さらに災害に備える必要がある項目を追加しました。

(2) 被災後の課題の洗い出し方法

災禍を受けたまちとして、その経験から事前復興に取り組むにあたり、現在進行中のむかわ町復興計画（現在は第2次むかわ町まちづくり計画に包含）を基に課題を抽出し、さらにより大規模な災害に備える必要がある項目を追加しました。

4. 復興まちづくりの目標・方針

4.1 復興基本方針

上位関連計画や、人口減少等の地域課題を踏まえて、復興まちづくりの目標やその目標の実現に向けた基本的な考え方を以下に示します。

4.1.1 復興の基本姿勢

復興の基本姿勢を以下に示します。

鵜川の流れるように、とめどなく

まちを貫流する清流鵜川は、森からの栄養を海へと運ぶことで農作物やししゃも、ほっき貝などの沿岸資源を育んできました。また、林業輸送の手段として木材流送が行われるなど、私たちむかわ町民にとって生活や文化、なりわいの中心でもあり、これからもその流れがとまることはありません。

私たちは、鵜川の流れるように、どのような困難に遭っても復興まちづくりの歩みをとめてはいけないという決意を持ち、大規模災害からの復旧・復興を進めます。

4.1.2 復興に向けた基本理念

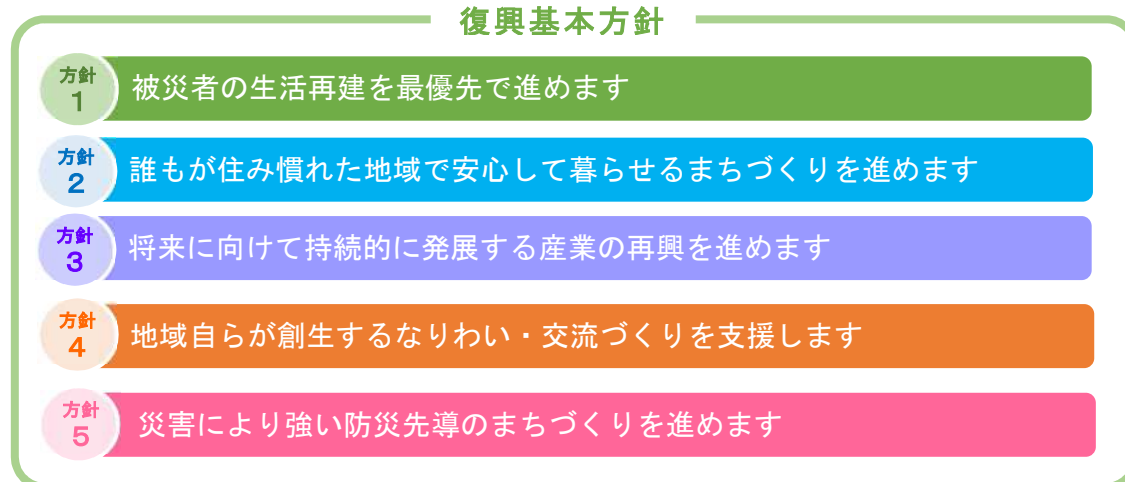
復興へ向けては、これまで進めてきたまちづくりを取り戻すとともに、未来へつながるまちづくりへの歩みを止めず、防災先導のまちづくりをさらに進めることで、創造的な復興・創生を目指すため、次の基本方針を軸に復興まちづくりを進めます。

復興に向けた基本理念

- 1 人と自然が輝く清流と健康のまちをとりもどす
- 2 人とつながる、笑顔でつながる、未来につながるまちづくりを進める
- 3 災害により強い創造的な復興・創生を目指す

4.1.3 復興に向けた基本方針

復興の基本姿勢、復興へ向けた3つの基本理念と整合するよう、以下のような復興に向けた基本方針を設定しました。



復興の基本姿勢、復興へ向けた3つの基本理念と復興に向けた基本方針の関係性は次のようになります。

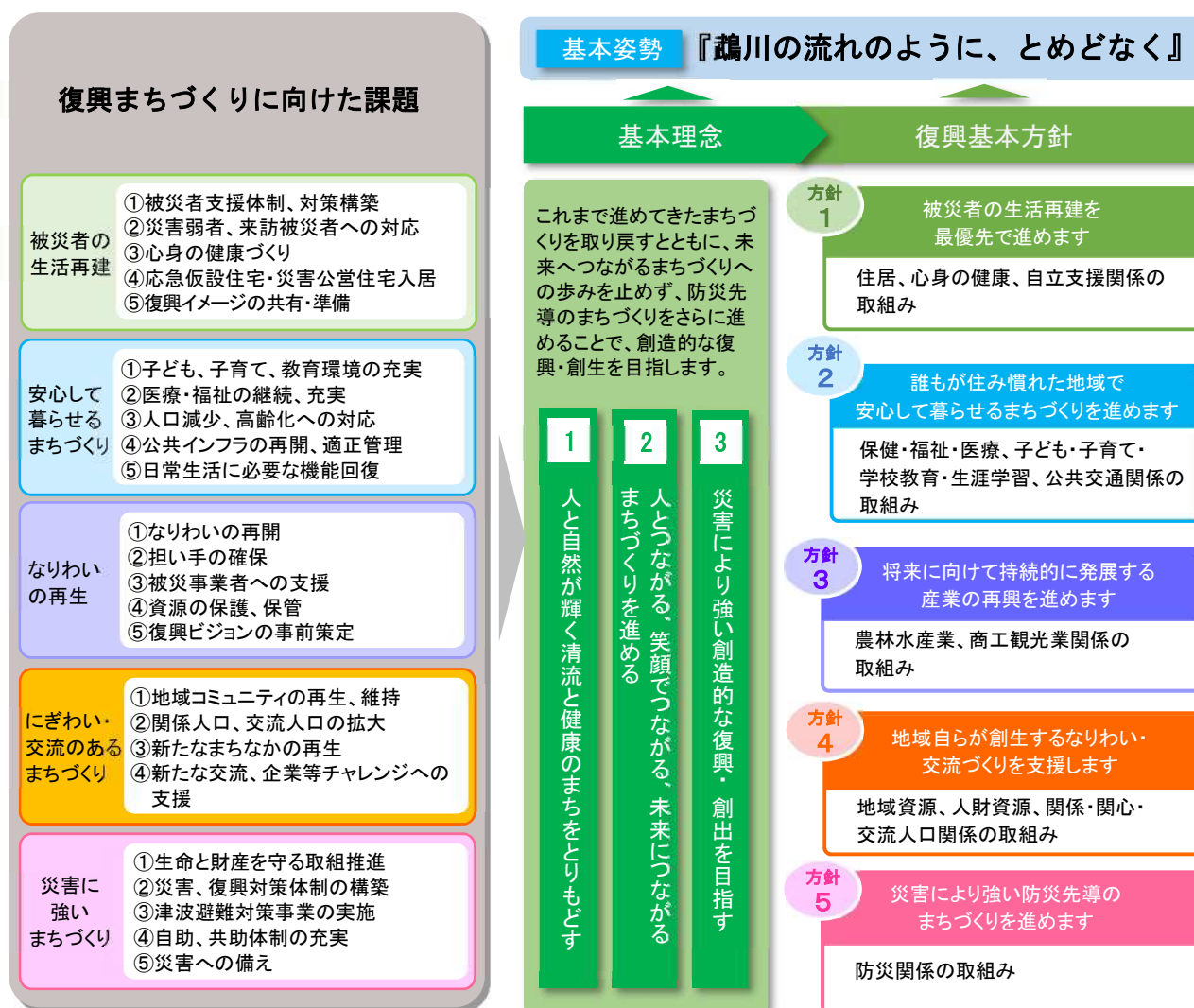


図 4-1 復興基本方針図

4.1.4 むかわ町における安全安心確保の方針

国の中央防災会議は、津波対策については L1 津波と L2 津波に分類し、L1 津波は防潮堤等の施設により国民の生命・財産を守り、L2 津波は避難を中心とした対策により国民の生命を守ると打ち出しました。

一方、東日本大震災の被災地では、L2 津波に対し生命・財産が守られる復興まちづくりが進められ、大きな矛盾を内包しました。

むかわ町は海から近い津波浸水区域に市街地が広がっており、東日本大震災の被災地で行われたような復興まちづくりが進められると、復興に時間がかかり、町民が町から離れてしまう可能性があること、いつ・どのレベルの津波が発生するか分からない段階で、L2 津波対応のまちづくりを進めることは、住民との合意形成や財政面での課題が生じます。

町民の命を守りつつ持続性のある復興まちづくりの大きな方向性として、L1 津波に対する安全性の確保を原則としつつ、明確な安全安心確保の方針を示すのではなく、様々な可能性があることを示し、実際に災害が起こった際にまちづくりについて考えてもらう材料を準備することとし、発生する可能性がある日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に向き合い、胆振東部地震の記憶を継承しながら、発災前は平時の取組みで防災対策を進め、災害発生後に速やかに復興イメージを町民に共有できるよう準備します。



図 4-2 むかわ町の安全安心確保の方針

4.2 計画期間

事前復興計画には、「事前復興準備計画」と「復興まちづくり計画」が含まれています。

「事前復興準備計画」は、災害が起こる前の取組みとなるため、令和7年度から取り組む内容となっており、その期間を5年間で設定します。事前復興準備計画の内容については、上位・関連計画と互いに連携しつつ、事業実施状況や社会動向等を踏まえ、適宜、計画の見直し・更新を行います。

「復興まちづくり計画」は、発災後の取組みとなるため、復興に必要と想定される計画期間目標を10年間で設定します。

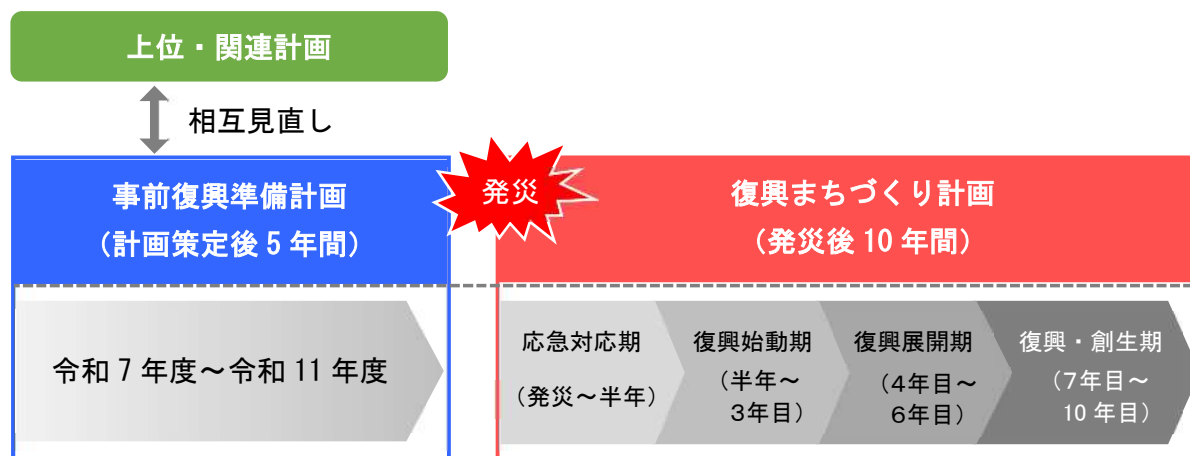


図 4-3 計画期間イメージ図

4.3 復興まちづくりイメージ図

復興イメージ図は、実際に災害が起こった時の社会情勢やまちの状況、被災者の意向によって変わることが想定されるため、様々な選択肢の中からその時々にあふさわしい計画を導きだせるよう、幅を持たせた計画の立案を行い、発災後の状況に合わせて柔軟に復興計画を立案できるように作成しておくことで、被災後、早期の復興まちづくりに寄与します。

本章では、現時点において多方面から検討した復興まちづくりイメージ図を示します。

なお、復興イメージ図は、復興段階ごと（応急対応期、復興始動期、復興展開期、復興・創生期）に分けて、復興に向けた取組みを示しています。



図 4-4 復興段階ごとの復興まちづくりイメージ図

(1) 鵜川地区 フェーズ1：応急対応期（発災～半年）

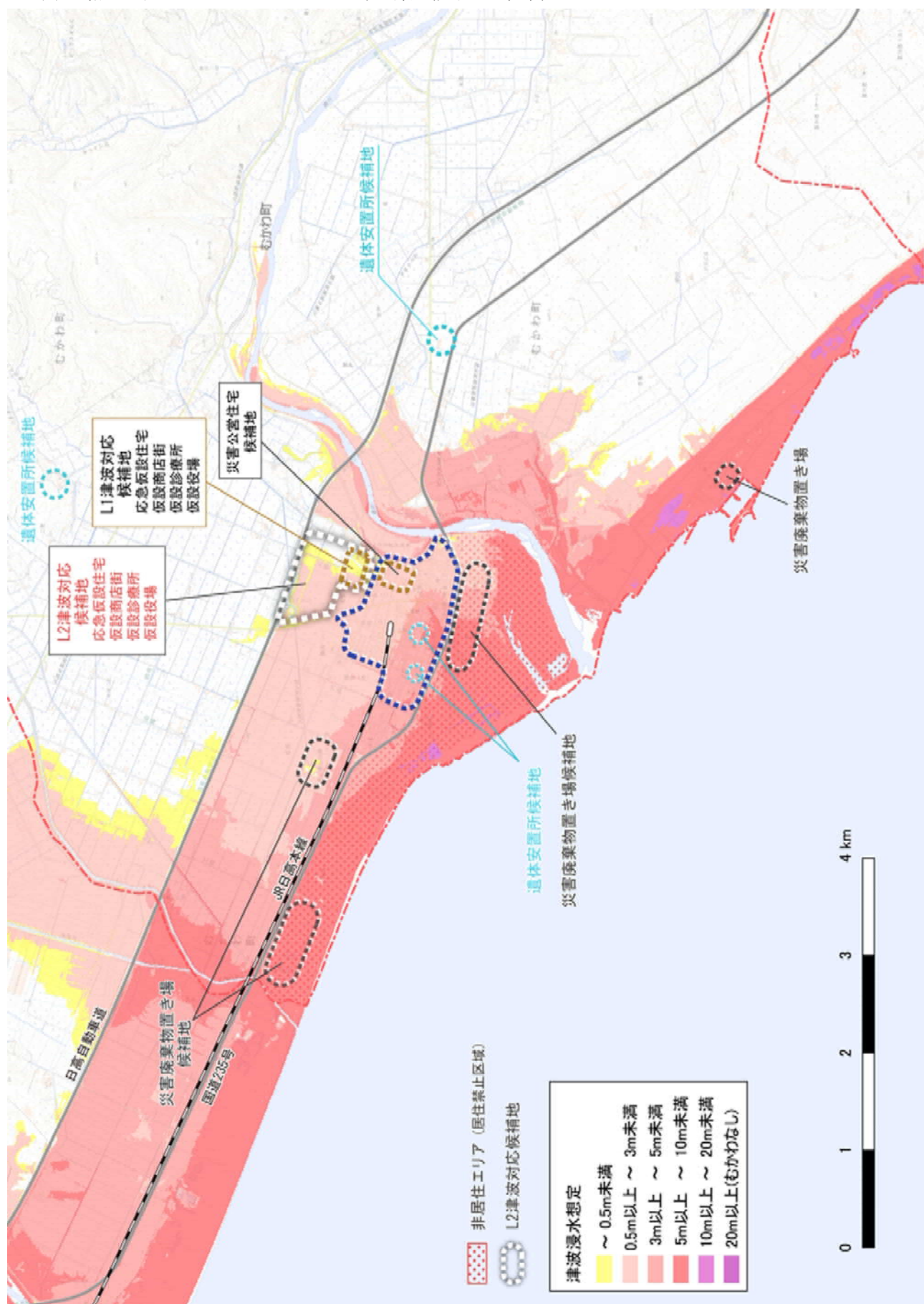


図 4-5 復興まちづくりイメージ図（フェーズ1）

(2) 鷗川地区 フェーズ2：復興始動期（半年～3年目）

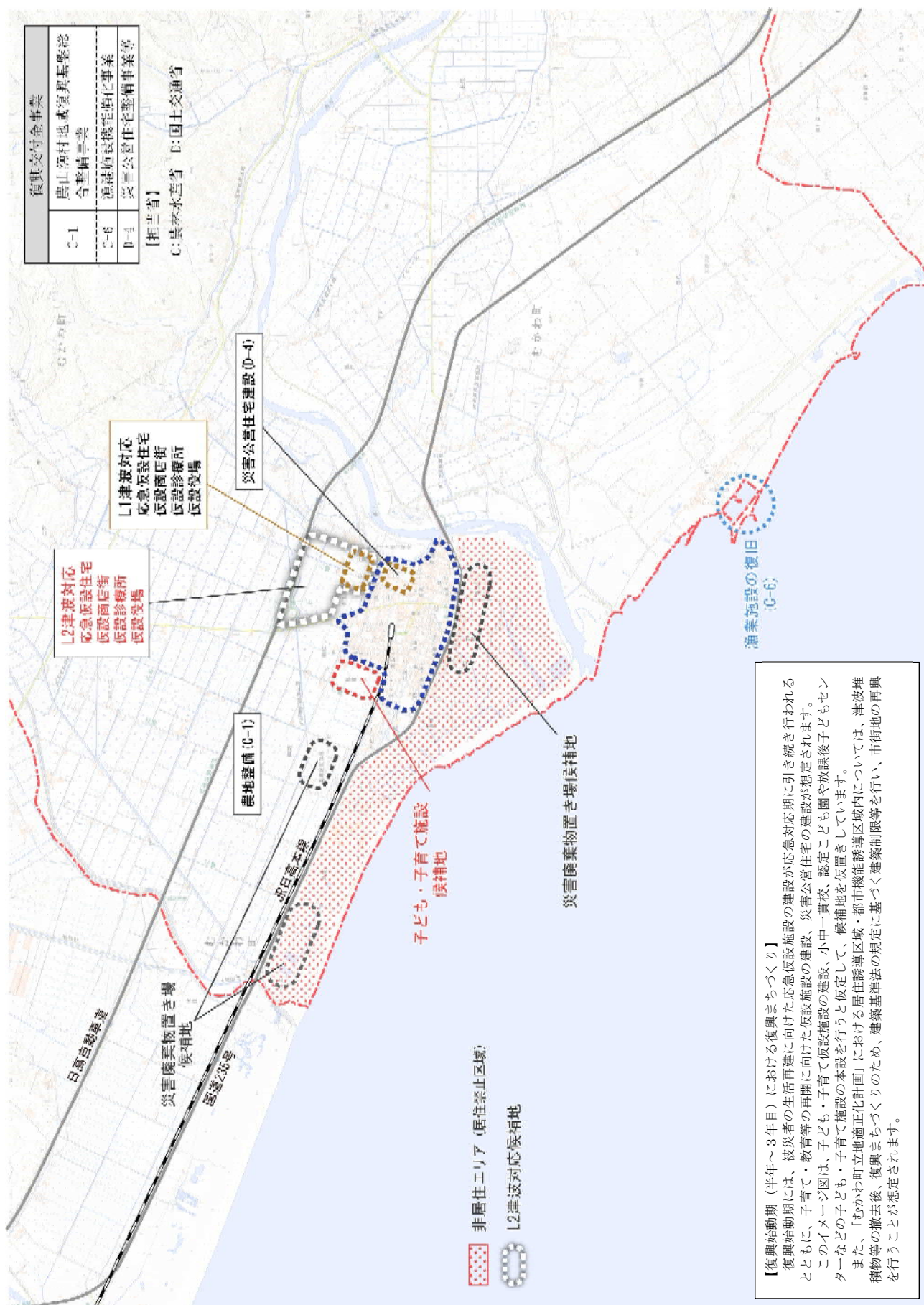


図 4-6 復興まちづくりイメージ図（フェーズ2）

(3) 鷗川地区 フェーズ3：復興展開期（4年目～6年目）

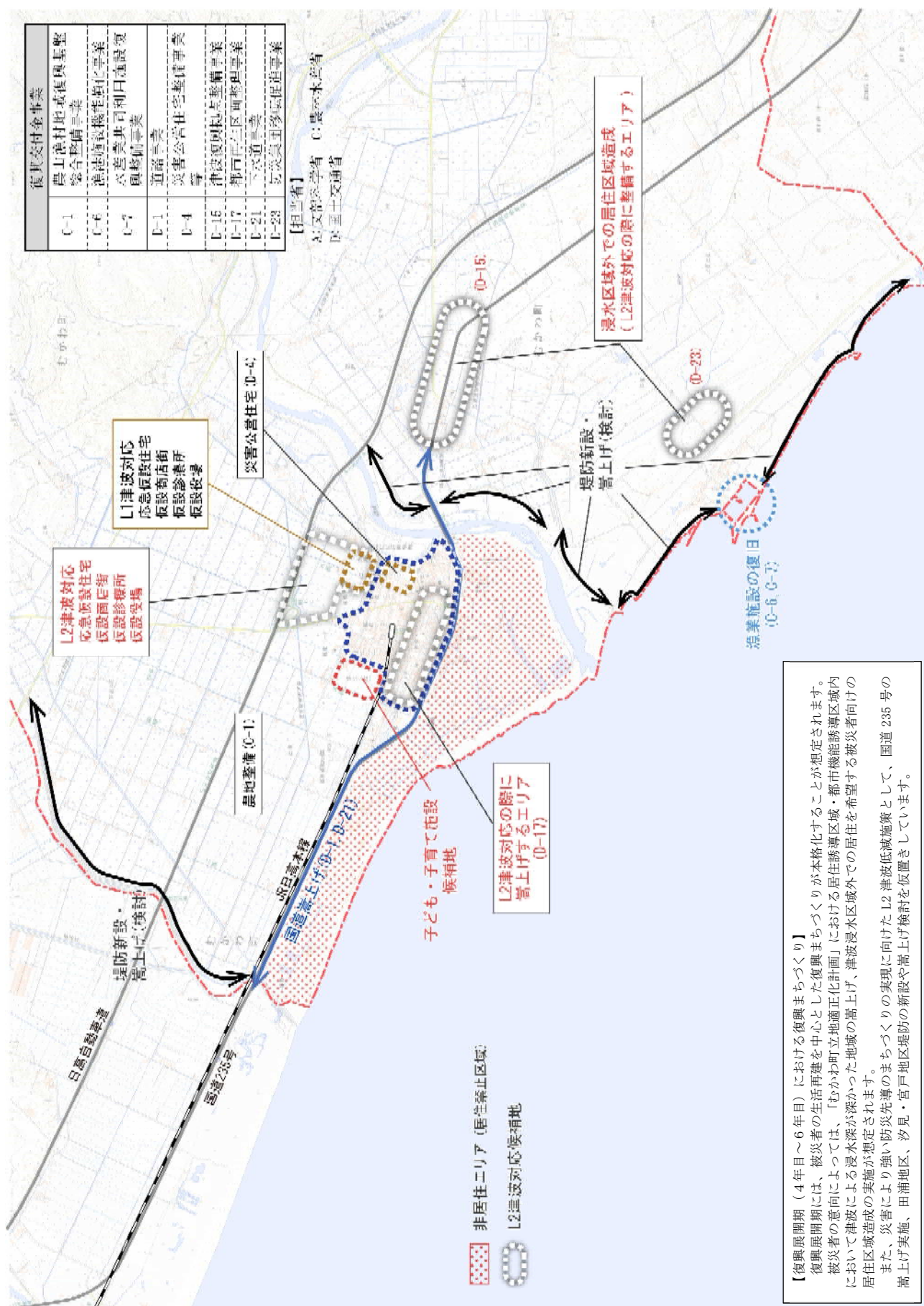


図 4-7 復興まちづくりイメージ図（フェーズ3）

(4) 鷗川地区 フェーズ4：復興・創生期（7年目～10年目）



図 4-8 復興まちづくりイメージ図（フェーズ4）

(5) 復興概算事業費・復興工程計画

復興イメージ図に基づき、復興事業を進めた場合に想定される復興概算事業費と復興工程計画を以下に示します。

なお、穂別地区では、大規模な復興事業はなく、被災直後の鵜川地区避難者の受け入れや災害支援、応急復旧支援が主になると想定しています。

1) 復興概算事業費

想定される復興概算事業費は以下が想定されます。

表 4-1 復興概算事業費

フェーズ	項目	単価（百万円）	数量	単位	金額（百万円）
フェーズ 1	仮設商店街	4,000	0.4	ha	1,600
	仮設診療所	4,000	0.5	ha	2,000
	仮設役場	4,000	0.2	ha	800
フェーズ 2	災害公営住宅	25	110	戸	2,750
	漁業施設の復旧	1,000	1	式	1,000
フェーズ 3	復興道路（国道）	1,200	6.0	km	7,200
	復興道路（接道）	1,200	1.2	km	1,440
	盛土造成	200	52	ha	10,400
	宅地整備（盛土無し）	30	57	ha	1,710
	宅地整備（盛土無し）	30	28	ha	840
フェーズ 4	役場整備費	3,220	0.2	ha	644
	病院整備費	3,900	0.5	ha	1,950
	小学校	3,420	0.5	ha	1,710
	中学校	3,610	0.8	ha	2,888
	こども園	3,640	0.1	ha	364
	まちの森造成	150	7.5	ha	1,125
	<u>自動車避難エリア</u>	<u>50</u>	<u>1.2</u>	<u>ha</u>	<u>60</u>
	<u>避難道路拡張 1</u> <u>（路肩 2.5m 拡張）</u>	<u>2.0</u>	<u>1.5</u>	<u>km</u>	<u>3.0</u>
	<u>避難道路拡張 2</u> <u>（路肩 2.5m 拡張）</u>	<u>2.0</u>	<u>1.7</u>	<u>km</u>	<u>3.4</u>
	<u>津波避難タワー</u>	<u>300</u>	<u>4</u>	<u>棟</u>	<u>1,200</u>
合計		—	—	—	39,687

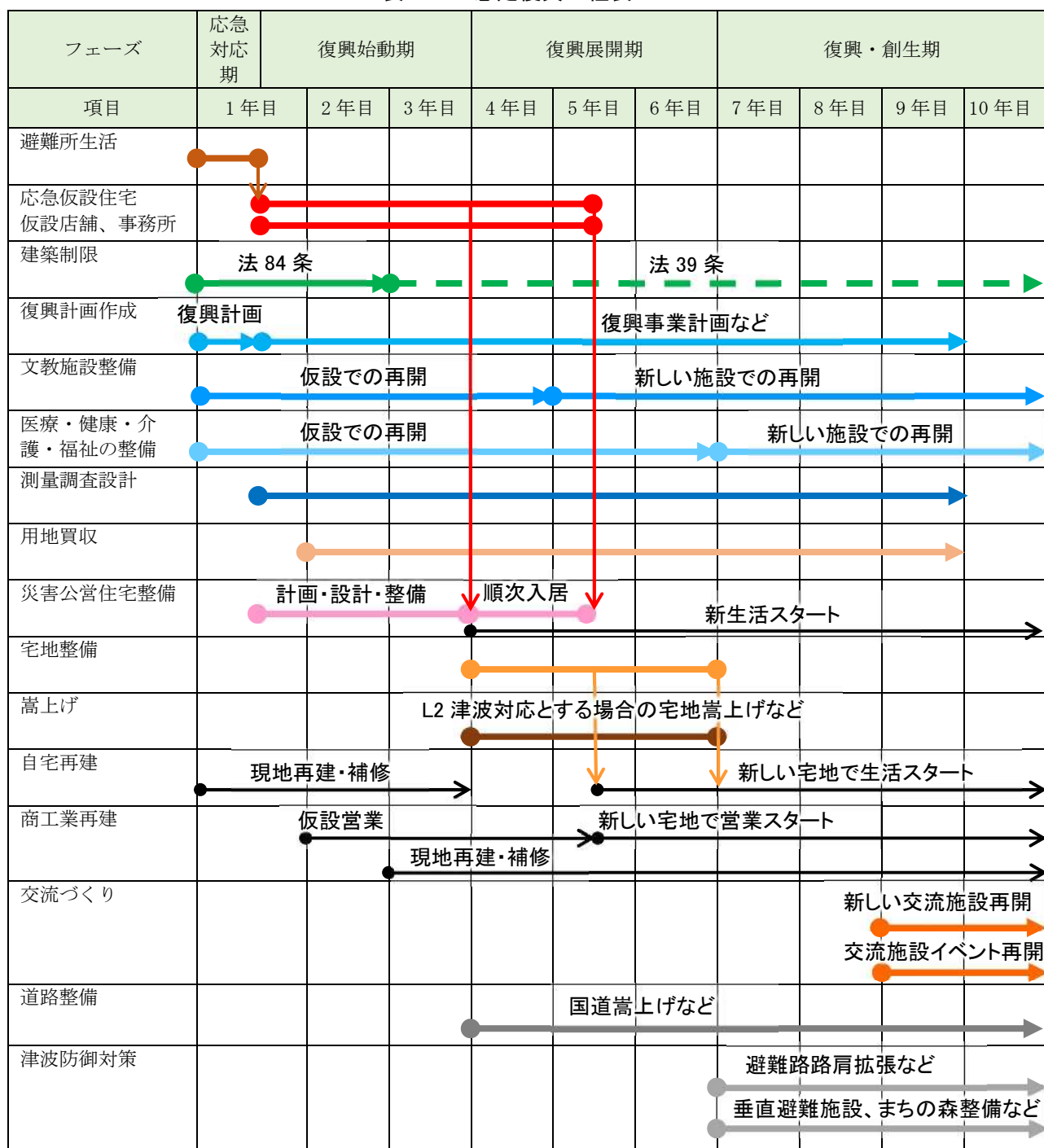
※各数量は復興イメージ図の想定条件に基づいて設定したもので、津波避難タワーは4棟設置すると仮定した事業費を算出しています。

※下線の津波避難対策事業については、発災前に事前に取り組むことも可能です。

2) 復興工程計画

想定される復興工程計画を以下に示します。

表 4-2 想定復興工程表



4.4 復興まちづくりシナリオ

むかわ町が被災した後、どのように復興まちづくりイメージ図の実現に向けて進むのか、復興まちづくりシナリオを示します。

復興まちづくりシナリオは、被災後にどのような流れで10年後に復興を遂げるかを示すもので、復興基本方針に沿って5つの分野に区分し、復興まちづくりに向けた課題への対応方針と復興まちづくりイメージ図を実現するために必要な事業から構成されます。

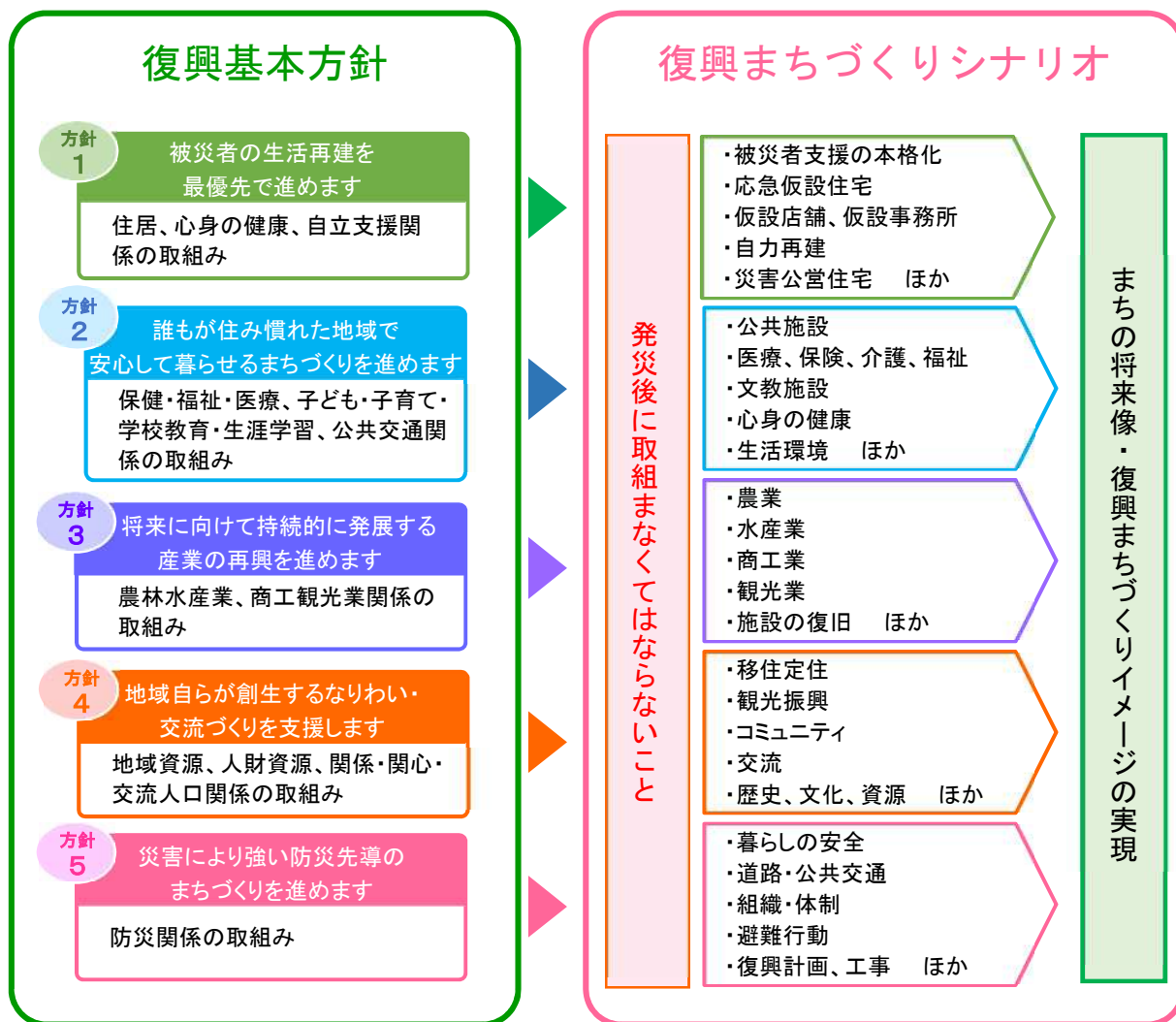
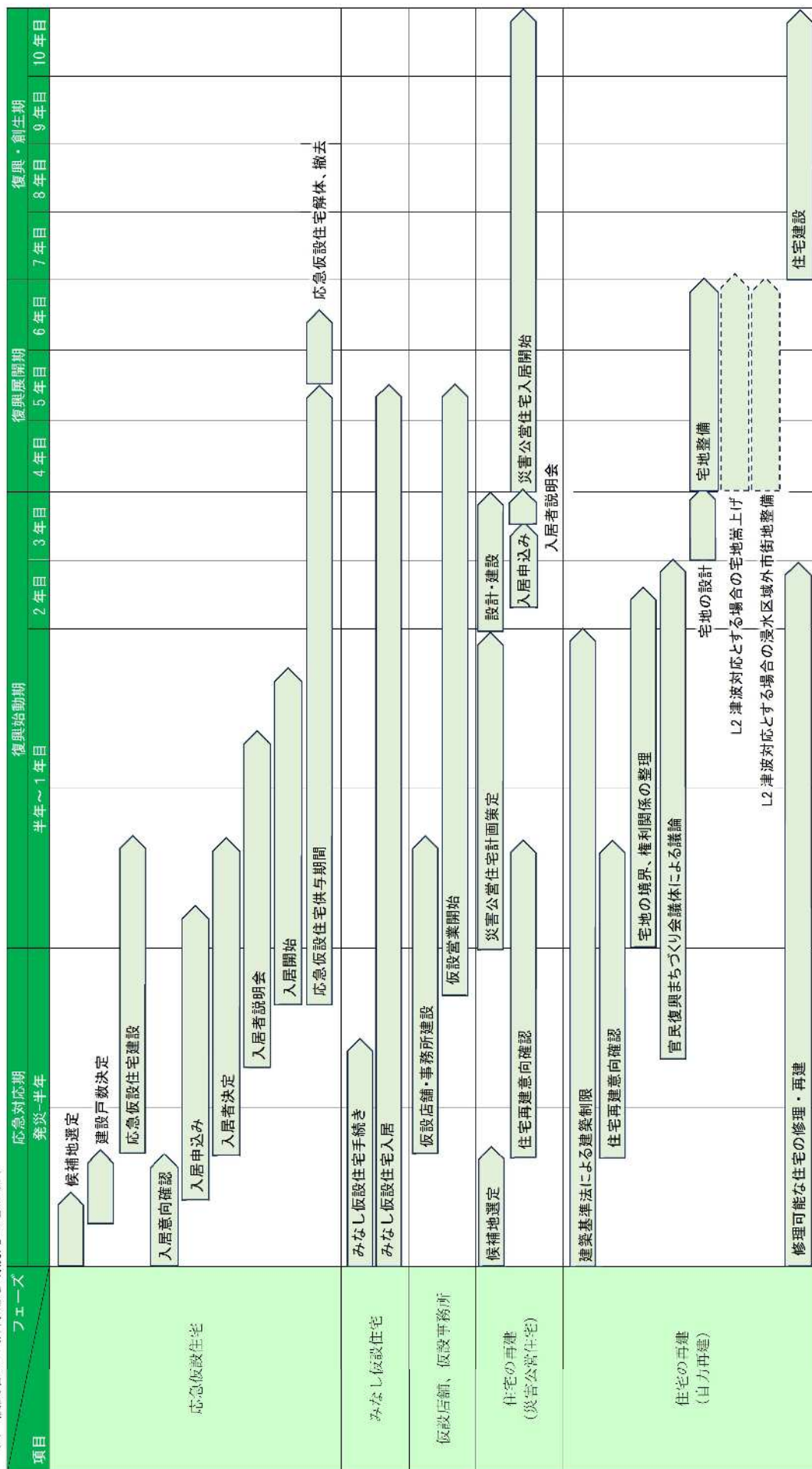


図 4-9 復興まちづくりシナリオ

(1) 被災者の生活再建を最優先で進めます



(2) 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます

項目	フェーズ	応急対応期 発災～半年	復興始動期 半年～1年目	復興展開期 2年目～3年目	復興展開期 4年目～5年目	復興展開期 6年目～7年目	復興・創生期 8年目～9年目	復興・創生期 10年目
被災者支援	被災者の健康管理、要支援者対応、心のケア							
	災害支援組織の受け入れ							
	災害ボランティアの受入							
	対口支援職員の受入							
保育の再開	道内自治体職員短期派遣の受入							
	協定締結自治体職員短期派遣の受入							
	中・長期派遣職員の受入							
	穂別地区での被災保育児の受入							
小・中学校の再開	仮設保育施設建設							
	仮設保育施設による保育再開							
	施設設計							
	保育施設建設							
子育て支援施設の再開	穂別地区での被災児童・生徒の受入							
	仮設学校施設建設							
	仮設学校施設による教育再開							
	施設設計							
医療の再開	仮設学校施設建設							
	施設設計							
	学校施設建設							
	学校再開							
子育て支援施設の再開	穂別地区での子育て支援事業の実施							
	仮設子育て支援施設建設							
	仮設子育て支援施設による事業再開							
	施設設計							
医療の再開	仮設子育て支援施設建設							
	施設設計							
	子育て支援施設建設							
	子育て支援施設再開							
公共交通の再開	DMAT、苫小牧市医師会による災害医療体制							
	仮設診療所建設候補地選定							
	仮設診療所建設							
	仮設診療所開設							
公共交通の再開	仮設診療所開設							
	施設設計							
	病院建設							
	病院再開							
公共交通の再開	浸水区域外での折り返し営業再開							
	JR 日高線代行バスの運行開始							
	応急仮設住宅を含めた町営バス運行開始							
	災害公営住宅を含めた町営バス運行開始							
し尿処理の再開 (胆振東部(日高西部 衛生組合)	施設整備計画策定							
	施設整備計画策定							
	し尿処理広域受入態勢							
	し尿処理業務再開							

(3) 将来に向けて持続的に発展する産業の再興を進めます

項目	フェーズ	応急対応期	復興始動期		復興展開期			復興・創生期					
		発災・半年	半年～1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
農業の再建		建築基準法による建築制限											
		JAむかわによる臨時集出荷体制											
		JAむかわ施設の復旧											
漁業の再建		漁港施設被害調査	漁港施設復旧計画策定		漁港施設の復旧								
			漁業協同組合の復旧										
					漁業の再開								
商業観光業の再建		建築基準法による建築制限											
		仮設商店街候補地選定											
		建築戸数決定											
		仮設商店街建設											
		入居者意向確認											
		入居申込み											
		入居者決定											
		入居者説明会											
		入居開始											
		仮設商店街営業											
工業の再建 (晴海地区)		災害廃棄物置き場としての協力(一部区域のみ)											
		工業施設の復旧											

(4) 地域自らが創生するなりわい・交流づくりを支援します

項目	復興対応期		復興始動期		復興展開期		復興・創生期		
	応急対応期 発災-半年	半年～1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目 9年目 10年目
復興イベント等の受入、実施、支援	炊き出しの受け入れ								
		慰問、ミニイベントの受入							
被災生涯学習施設等の再開	建築基準法による建築制限								
		被災復興まちづくり会議体による議論			建設候補地選定	施設設計	生涯学習施設建設	生涯学習施設再開	
被災町民会館、生活館の再開	建築基準法による建築制限								
		被災復興まちづくり会議体による議論			建設候補地選定	施設設計	町民会館、生活館建設	町民会館、生活館再開	

(5) 災害により強い防災先進のまちづくりを進めます①

項目	復興対応期		復興始動期		復興展開期		復興・創生期		
	応急対応期 発災-半年	半年～1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目 9年目 10年目
市街地の再建 (全体計画)	被災状況調査	災害がれき・廃棄物の撤去							
		災害がれき・廃棄物の処分							
市街地の再建 (全体計画)	被災状況調査	被災復興まちづくり会議体							
		復興計画策定							
市街地の再建 (全体計画)	被災状況調査	被災復興まちづくり会議体による議論							
		復興事業、インフラ再整備の計画策定、財源調整、事業委託							
市街地の再建 (全体計画)	被災状況調査	道路、市街地再建敷地の全体整備							
		L2 津波対応とする場合の宅地嵩上げ							
市街地の再建 (全体計画)	被災状況調査	L2 津波対応とする場合の浸水区域外市街地整備							
		L2 津波対応とした場合の応急仮設敷地の活用							
市街地の再建 (全体計画)	被災状況調査	市街地の整備							

(5) 災害により強い防災先進のまちづくりを進めます②

項目	フェーズ		緊急対応期		復興始動期		復興展開期		復興・創生期			
	発災-半年	半年～1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
商業エリア、観光ゾーン 再建	仮設商店街建設	仮設商店街営業										
			商業エリア、観光ゾーン設計							商業エリア、観光ゾーンでの事業所建設		
病院再建	仮設診療所建設	仮設診療所開設										
						病院設計			病院建設		病院再開	
教育・子育て施設再建		仮設教育・子育て施設建設										
			仮設教育・子育て施設による事業再開							教育・子育て施設建設	教育・子育て施設再開	
その他被災公共施設再建		必要に応じ仮設公共施設の建設										
		仮設公共施設開設								施設設計	施設建設	施設再開
災害公営住宅	住宅再建意向確認	災害公営住宅計画策定										
			設計・建設							災害公営住宅入居開始		
住宅自力再建		宅地の境界、権利関係の整理										
			宅地設計							宅地整備		住宅建設
			宅地計画策定									
			L2 津波対応とする場合の宅地嵩上げ									
			L2 津波対応とする場合の浸水区域外市街地整備									
			津波防災対策策定・計画変更・設計									
津波防災対策												
			</									

5. 事前復興準備計画その他事前に対策を行うこと

5.1 ハード・ソフトの対策

5.1.1 津波避難対策と都市防災施設の整備

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づく津波避難対策特別強化地域の指定を受けたことにより、津波避難対策の検討が急務となっています。

事前復興計画で検討した復興まちづくりイメージ図を基本として、次に掲げる被災前に取り組むことのできる津波避難対策、都市防災施設の整備に取り組みます。

(1) ハード系の対策・整備

- 1) 徒歩避難者と車両避難者双方の安全に配慮した避難路の整備（路肩拡張など）
- 2) 避難車両の目的地整備
- 3) 津波発生時の避難所への備蓄庫整備
- 4) 津波避難に関する誘導サインの整備（整備の必要性に応じ施策化）
- 5) 既存の指定緊急避難場所の安全対策強化（屋上柵の設置等）
- 6) 水平避難が間に合わない場合の垂直避難施設の新規整備（整備の必要性に応じ施策化）

(2) ソフト系の対策・整備

- 1) 徒歩避難者の目的地の例示（津波ハザードマップの改訂）
- 2) 避難車両の目的地の明確化（津波ハザードマップの改訂）、浸水区域外企業との避難車両一時受入などに関する協定締結
- 3) 避難所指定の見直し（新規指定・改廃）、津波発生時避難所の認知度向上（津波ハザードマップの改訂、訓練の実施等）
- 4) 津波避難に関する誘導サインの整備に関する調査研究
- 5) 既存の指定緊急避難場所の緊急避難時環境整備（備蓄品の常備・増強等）
- 6) 水平避難が間に合わない場合の垂直避難施設の新規整備に関する調査研究

5.1.2 住民、事業者、地域による事前復興計画への理解の醸成

復興まちづくりにおいては、被災者の意向確認、意向の変化に対する対応、多岐にわたる利害関係者との調整・合意形成が必要となり、多くの時間が必要とすることから、災害発生直後の応急対応期、復興始動期を含めた復興まちづくりのプロセスについて理解を深めるため、次のような取り組みを行います。

- (1) 応急対応期、復興始動期、復興展開期、復興・創生期における住民、事業者、地域の取り組みへの理解醸成につながる説明会、ワークショップ等の実施
- (2) 地震・津波災害発生時の自助・共助の取り組みへの理解醸成につながる説明会、ワークショップ等の実施
- (3) 自主防災組織の組織化・活動促進、防災士、北海道地域防災マスター等防災関係資格取得促進支援の施策化・拡充
- (4) 避難行動要支援者、社会福祉施設、外国人、学校等教育機関、事務所に対する防災訓練や防災教育の充実

5.2 自助・共助・公助

災害が起こった際、被災者の生命を守る行動や避難生活、生活再建は「自助」が原則となります。ただ、個人ではどうしようもない事も周囲の人と互いに助け合うことで解決する地域の助け合い「共助」も必要となります。そして政府や自治体が提供する支援「公助」を組み合わせることで、町の復興が進みます。

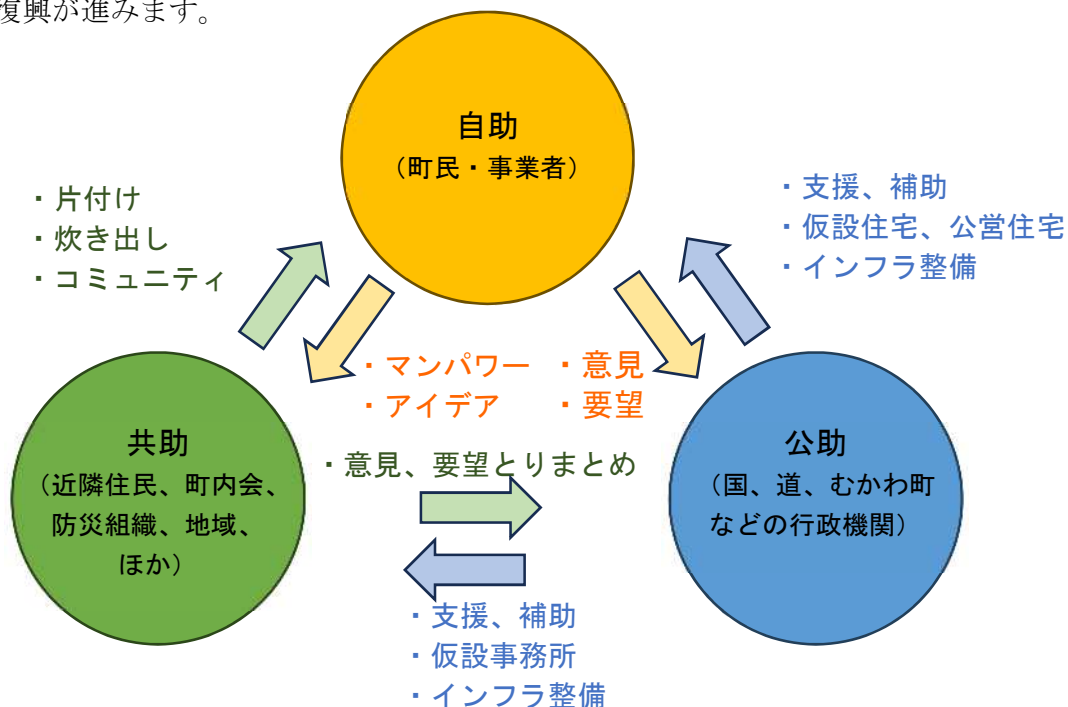


図 5-1 自助・共助・公助による復興体制

5.3 復興まちづくりの進め方

復興を進めるにあたり、「町民・事業者」「町内会・地域」「行政機関」のそれぞれが取り組むべきことがあり、またそれぞれの連携が欠かせません。

復興まちづくりの進め方は、発災直後から復興を遂げる 10 年目まで、時系列で「町民・事業者」「町内会・地域」「行政機関」が取り組むべき内容について、復興基本方針に沿って 5 つの分野ごとに整理します。

整理にあたっては、図 7-2 に示したように発災後の 4 つの段階ごとだけでなく、災害が起こる前の平時より、被害の軽減や速やかな生活再建、創造的な復興に資する取組みが重要であることから、災害が起こる前に取り組むべき内容についても整理します。

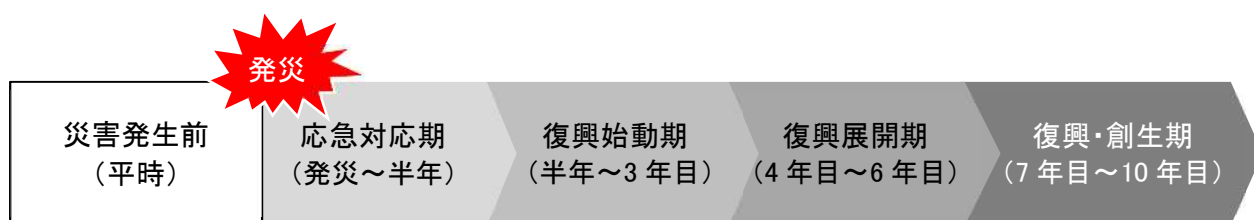


図 5-2 復興まちづくりの進め方の段階イメージ

(1) 被災者の生活再建を最優先で進めます

段階	項目	復興まちづくりの課題	自助（町民・事業者）
災害発生前	住まいの再建	- 避難・応急仮設住宅 - 被災者の意向把握 - 住宅の再建	- 災害発生後の当面の避難先を検討 - 住宅再建方を事前に検討
	事業の再建	被災事業者の事業継続困難の発生	- 業務継続計画（BCP）の作成 - 被災後の仮設営業場所や仮設営業方法の検討
	市街地の再建	復興事業手法等に対する理解促進	事前復興計画を参考に、復興事業手法について考えてみる
応急対応期	被害確認	早急な被害状況の把握	- 自宅や事業所の被害の程度を確認、記録 - 自宅が被災した町民は、罹災証明を申請
	応急仮設住宅	- 被災者の意向把握 - 避難所から応急仮設住宅への速やかな入居	- 応急仮設住宅入居意向調査に回答 - 入居希望者は仮設住宅種類や条件等を確認 - 希望先の仮設住宅に入居申請 - 行政が開催する入居者説明会等に参加
	被災家屋の解体撤去・応急修理	- 全壊家屋の解体撤去 - 応急仮設住宅入居要件に満たない住宅被害	- 公費解体を承諾 - 自宅生活が可能な住宅は修理（支援策が施策化される場合は活用して住宅補修）
	仮設店舗、仮設事務所	- 仮設店舗・事業所等の確保 - 速やかな事業の再開	- 意向調査に協力 - 仮設店舗・事業所等、代替施設での運営を検討 - 行政からの支援等を活用し、仮設店舗・事業所等を確保
	所有地での再建	- 復興方針等の把握 - 所有地の建築制限	- 行政が策定する市街地の復興方針や復興地区について把握 - 建築制限区域に指定された土地で新たな建築を行わない
復興始動期	避難所の閉鎖	復興事業の推進	閉鎖する避難所の避難者は、仮設住宅の入居や避難所を移動するなど、避難所の閉鎖に協力
	住まいの再建意向確認	説明会、意向調査	- 支援制度等に関する説明会に参加し正しく理解 - 自力再建や災害公営住宅の入居希望等を把握する意向調査に協力
	災害公営住宅	- 被災者の意向把握 - 応急仮設住宅から災害公営住宅への速やかな入居	- 仮設住宅入居者は意向調査に協力 - 入居希望者は住宅種類や条件等を確認 - 希望先の災害公営住宅に入居申請 - 行政が開催する入居者説明会等に参加
	自力再建	自力再建住宅	- 自力再建計画（資金・時期）を検討 - 自力再建に係る行政からの支援策を活用
		所有地の建築制限	建築制限区域に指定された土地で新たな建築を行わない
復興展開期	仮設住宅の撤去	復興の推進	仮設住宅入居者は、撤去時期を把握、移転するなど仮設住宅撤去に協力

共助（自治会町内会・自主防災組織・地域）	公助（国・道・町などの行政機関）
・既存の地域コミュニティ維持のため、普段 から避難場所や避難先について協議	・応急仮設住宅、災害公営住宅候補地の選定、入居基準、手続きの検討、みなし仮設住宅制度の活用検討 ・速やかな意向調査方法の検討
—	・応急仮設住宅地での仮設店舗配置を検討 ・被災事業者の仮設事務所候補地を検討
・事前復興計画を参考に地域で被災後のまちづくりについて話し合う	・復興イメージ案を事前に作成し町民に共有 ・住民合意形成システムを構築
・地域の被害状況の集約について行政に協力	・応急危険度判定調査で住宅等の安全性を判定 ・罹災証明を発行
・自治体が行う応急仮設住宅入居意向調査への協力を呼びかけ	・意向調査を実施、必要戸数・候補地を決定 ・仮設住宅種類や入居条件、申請方法等を周知 ・町営住宅以外の公的住宅等への入居を準備 ・仮設住宅に関する相談窓口での説明会を開催
—	・災害廃棄物処理事業の一環としての公費解体を実施 ・災害救助法に基づく被災住宅応急修理の施策化
—	・意識調査を実施、必要戸数・候補地を決定 ・仮設事務所、仮設店舗立地可能な場所の情報を提供 ・仮設店舗、事業所等の整備のための支援を検討 ・仮設施設の確保に関する相談窓口を設置
—	・市街地の復興方針について町民等に周知 ・復興区分を設定し周知 ・設定した土地において災害発生後から最長２ヵ月の建築制限を実施
—	・順次避難所を閉鎖 ・避難所の閉鎖時期等について避難者へ周知
・住民に対し、説明会への参加や災害公営住宅入居等の意向調査への協力を呼びかけ	・災害公営住宅や自力再建支援制度に係る説明会を開催 ・災害公営住宅や自力再建支援策検討のための意向調査を実施
・意向調査では把握しきれない災害公営住宅のニーズ等について、町民の意向を把握し行政に報告	・意向調査を実施し、必要戸数、候補地を決定 ・住宅種類や入居条件、申請方法等について周知 ・災害公営住宅に関する相談窓口にて説明会を開催 ・地域コミュニティや要配慮者のための入居方式を導入
—	・自宅再建（補修・新築）費用の一部助成を検討 ・建物の共同化に対する支援策を検討 ・自力再建に係る相談窓口を設置
—	・市街地の復興に支障をきたす建築物を未然に防ぐため、設定した土地において災害発生後から最長２年の建築制限を実施
・仮設住宅の撤去時期等について、入居者への周知に協力	・仮設住宅を撤去 ・仮設住宅の撤去時期について、入居者へ周知

(2) 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます

段階	項目	復興まちづくりの課題	自助（町民・事業者）
災害発生前	町民の健康管理	・全ての町民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な環境の実現	・必要な薬の確保、確保の手段を検討 ・日ごろから健康管理を心がける ・定期的に各種健診の受診や健康増進事業に参加
	要支援者対応	・要支援者の把握と個別避難計画の作成	・避難行動支援の申し出があった場合は自身の個別避難計画の作成に協力
	こころのケア	・こころのケア対策の充実	・行政等が開催する講座等に参加 ・職場のメンタルヘルス対策を推進
	妊娠・出産・子育て、幼児教育・保育サービス、子どもの居場所づくり	・妊産婦、子育て環境の充実	・子ども子育て支援事業について理解を深め、積極的に活用
	地域医療・福祉・介護の充実	・救急医療体制の維持 ・医療と介護の連携 ・病院経営の維持	・病院や介護サービス事業所において自然災害業務継続計画（BCP）を策定
	被災後の文教施設の再開	・認定こども園	・事業者は、園施設が津波被災した後の仮設開園場所や仮設運営方法など、業務継続計画（BCP）の作成に努める
		・小中学校、高等学校	—
応急対応期	妊娠・出産・子育て、幼児教育・保育サービス、子どもの居場所づくり	・妊産婦、乳幼児、子どもが安心して過ごせる環境整備	・必要な支援や情報を自ら取得 ・通院等心配や困りごとのある町民は身近な家族や知人、かかりつけ医などに相談
	町民の健康管理	・全ての町民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な環境の実現	・行政が実施する健康増進事業に参加 ・体を動かすことを習慣化し生活習慣病を予防 ・家族や知人、かかりつけ医などに相談
	こころのケア	・こころのケア対策の充実	・身近にいる人に声をかけ相談や支援機関につないでもらう
	要支援者対応	・要支援者の状況把握	・要支援者は避難の支援を受ける ・個別避難計画に基づき避難
	地域医療・福祉・介護の再開	・応急修理 ・仮設施設の確保	・業務継続計画（BCP）に基づき業務を再開 ・自治体の支援等を活用し施設を修理 ・サービス再開時期を自治体、施設利用者に周知
	被災後の文教施設等の再開	・認定こども園、小中高等学校などの関連施設	・被災後の幼児教育・保育サービス、就学環境、子ども子育て体制についての意向調査に協力
	上下水道の整備・適正な維持管理	・上下水道施設の復旧	・上下水道施設に負荷をかけたり、無駄使いしないよう適正に利用
復興始動期	道路・公共交通の維持・活性化	・道路、公共交通の復興	・町民、事業者は、行政が検討する公共交通施策づくりに携わる
	道路・公共交通の維持・活性化	・道路の復旧 ・公共交通の段階的再開	・町民、事業者は、行政が検討する公共交通施策づくりに携わる
	道路・公共交通の維持・活性化	・道路の整備 ・新公共交通ネットワーク整備	・町民、事業者は、行政が検討する公共交通施策づくりに携わる
復興展開期～復興・創生期	上下水道の整備・適正な維持管理	・上下水道施設の更新	・町民、事業者は、上下水道施設に負荷をかけたり、無駄使いしないよう適正に利用
	文教施設の整備	・認定こども園、小中高等学校などの関連施設	—

共助（自治会町内会・自主防災組織・地域）	公助（国・道・町などの行政機関）
・自治会町内会は、行政等が実施する事業の案内があったときは、地域での参加を呼びかけ	・被災後の健康増進施策について事前に調査研究 ・保健師、管理栄養士等の資質の向上 ・町民の健康増進に関する施策を推進
・要支援者の個別避難計画の作成に協力	・避難行動要支援者名簿の定期更新 ・要支援者の個別避難計画を作成
・地域内でのコミュニティ形成 ・早期に適応ができるよう関係機関と連携	・平成 30 年北海道胆振東部地震後のこころのケア対応を基本とした被災後の支援について事前に調査研究
・自治会町内会は、平時の活動のなかで地域で子育て世帯を見守り、サポートする体制づくり	・関係施設の適切な維持管理を継続 ・子ども・子育て事業について調査研究し、必要に応じて関連計画への反映 ・災害を起因とした子どもの貧困対策
—	・相談支援や在宅医療、介護サービス提供体制の構築 ・救護活動と一体的に行う医療提供体制を維持 ・鵲川厚生病院での被災前に実施できる施策の調査研究
—	・被災後の幼児教育・保育サービス体制の調査研究・防災に関する計画、業務継続計画（BCP）等に基づく平時からの情報把握と連携
—	・被災後の就学体制の調査研究、教職員支援の事前検討 ・学校防災計画に基づく平時からの情報把握と連携
—	・被災後の子ども子育て体制の調査研究を行い、必要に応じて関連計画に盛り込む。
・地域のコミュニティ単位での見守り ・個人で対応できない困りごとを行政に報告	・妊産婦、乳幼児の安否や健康状態を確認、物品支援 ・こども園、多機能型子育て支援施設等関連施設と連携し、妊産婦や乳幼児の安否や健康状態について協力して把握
・行政の健康増進事業への参加を奨励 ・地域のコミュニティ単位での見守り ・地域での体操や食事など生活習慣病予防	・健康増進施策、エコノミー症候群対策を実施 ・栄養面の対応を実施 ・巡回健康相談の実施、避難所に健康診断窓口を設置
・行政では把握しきれない心の不安、困りごと等について意向を把握し行政に報告	・災害発生後のこころのケア支援を実施 ・災害ボランティアや中間支援組織と連携
・個別避難計画に基づき、要支援者の避難行動支援について協力	・要支援者の安否や避難状況・健康状態等を確認 ・必要に応じて、福祉避難所開設や支援を調整
—	・施設修理、仮施設整備の支援の検討、相談窓口設置 ・サービスの提供状況について町民に周知 ・従事者の確保、従事者に対する支援を検討
—	・意向調査を実施、仮施設建設候補地を選定、建設 ・相談窓口を設置、説明会等を開催
—	・施設の復旧を進める。
・地域の公共交通に対する意見をとりまとめ、自治体に提案	・公共交通ネットワークの再編・利便性向上を検討 ・通ニーズに応じた交通環境の整備、情報発信強化
・自治会町内会は、地域の公共交通に対する意見をとりまとめ、自治体に提案する。	・公共交通を段階的に再開
・自治会町内会は、地域の公共交通に対する意見をとりまとめ、自治体に提案する。	・公共交通ネットワークの再編・利便性向上を検討 ・通ニーズに応じた交通環境の整備、情報発信強化
—	・道路の整備に合わせた施設の更新
—	・安全な場所、安全な構造での整備を検討 ・文教施設の本設整備

(3) 将来に向けて持続的に発展する産業の再興を進めます

段階	項目	復興まちづくりの課題	自助（町民・事業者）
災害発生前	農業・漁業の再建	・被災者の支援策 ・被災施設の復旧	・行政との事前協議を実施 ・被災後の仮施設での運営や代替地移転について検討
	商工業・観光業の復興	・組合等の復旧 ・復興ビジョン策定	
	津波災害対策	・被災後の事業継続	・業務継続計画（BCP）を検討 ・災害時の相互の応援協定等を締結
応急対応期	被害確認	・運営再開に向けた応急対応	・被害状況を確認し、所属、加盟団体に報告 ・従業員の安否確認、参集可能な従業員を把握
	意向調査	・事業持続性の確保	・仮設店舗・事業所等必要戸数等を把握するための意向調査に協力
応急対応期～復興始動期	営業（操業）の開始	・応急修理	・自治体の支援等を活用し応急修理を実施
		・仮設店舗・事業所等の確保	・代替施設での運営を検討 ・行政の支援等を活用し仮設店舗・事業所を確保
		・仮営業（操業）の開始	・仮営業（操業）の再開棟に必要な人員を確保
		・雇用の確保	・必要従業員数の把握、合同就職相談会等の開催 ・従業員の通勤手段、住居の確保等に努める
復興展開期～復興・創生期	農業・漁業の復興	・復興ビジョンに基づいた事業再開	・事業者は労働力確保に努める ・後継者、就農者の教育に努める
	商工業・観光業の復興	・復興ビジョンに基づいた事業再開	・事業者は労働力確保に努める ・仮施設での運営や代替地移転について検討
	仮設店舗・事業所等の撤去	・復興の推進	・自治体の支援等を活用し仮設店舗等を撤去

(4) 地域自らが創生するなりわい・交流づくりを支援します

段階	項目	復興まちづくりの課題	自助（町民・事業者）
災害発生前	移住・定住	・新規就業者の減少 ・地域おこし協力隊の減少	・空家、空店舗所有者は移住者からの相談に協力 ・新規就業者のための就業環境を充実
	新規起業、異業種参入の促進	・事業用地等の確保	・空地、空家、空店舗所有者は、新規起業、異業種参入者からの相談に協力
	町民交流、関係・関心・交流人口拡大	・コミュニティ活性化 ・プレーヤーの育成	・コミュニティ活性化に資するサークル等の結成、イベントの実施などに積極的にチャレンジ
	公共施設の維持管理	・生涯学習、コミュニティ施設等の維持管理	・町民、事業者は、町民会館、生活館、集落施設、社会教育施設、社会体育施設の活用を努める。
応急対応期	安否、被害確認	・新規就業者、地域おこし協力隊員状況確認	・地域おこし協力隊員は被害状況を行政に報告 ・新規就業者は被害状況を調査し行政に報告
	被害確認	・生涯学習、コミュニティ施設等再開に向けた応急対応	—
	意向確認	・新規就業者、地域おこし協力隊意向確認	・今後の就業意向、地域おこし活動意向を事業者経由などにより行政へ報告
	被災後の生涯学習、コミュニティ施設等の再開	・町民会館、社会教育施設、社会体育施設等	—
復興始動期～復興展開期	移住・定住	・新規就業者、地域おこし協力隊への	・就業、活動希望がある場合は、地域や行政からの情報提供や支援策により就業、活動を再開
	町民交流、関係・関心・交流人口拡大	・コミュニティの活性化	・地域でコミュニティの活性化に資する活動を積極的に実施
	新規起業、異業種参入の促進	・新規起業、異業種参入	・新規起業、異業種参入者は復興まちづくりの理念、基本方針に基づき積極的にチャレンジ
	生涯学習、コミュニティ施設等の整備	・町民会館、社会教育施設、社会体育施設等	—

共助（自治会町内会・自主防災組織・地域）	公助（国・道・町などの行政機関）
—	- 被災後の復興の調査研究を実施 - 組合との事前協議を推進 - 被災後を見据えた被災者支援策、関連施設の復旧方法など復興ビジョンを策定
—	- 事業者への災害危険性を周知 - 事業者に対して業務継続計画（BCP）の検討を要請
—	- 施設の応急危険度判定調査を実施し安全性を判定 - 事業者からの報告を基に被害調査を実施
—	仮設店舗、事業所等の必要戸数等を把握するため意識調査を実施
—	施設修理についての支援検討、相談窓口を設置
—	- 立地可能な場所の情報提供、相談窓口の設置 - 仮設店舗、事業所等の整備のための支援を検討
—	仮営業（操業）再開のための支援を検討
—	- 合同就職相談会開催、場所提供や町民への情報提供 - 雇用に関する町民、事業者のための相談窓口を設置
—	- 復興ビジョンに基づき再開に向けた施策を実施 - 被災事業者への支援
—	- 復興ビジョンに基づき再開に向けた施策を実施 - 被災事業者への支援
—	仮設店舗等の撤去のための支援を検討

共助（自治会町内会・自主防災組織・地域）	公助（国・道・町などの行政機関）
・移住者受入れ環境がある場合は行政へ情報提供	- 農業実習生等の支援・相談体制の事前検討 - 地域おこし協力隊の支援・相談体制の事前検討
・新規起業者、異業種参入者受入れ環境がある場合は行政へ情報提供	新規起業者、異業種参入者、民民連携への支援継続、拡充に努める
・コミュニティ活性化に資する受入れ環境がある場合は、行政へ情報提供	あらゆるコミュニティ活性化に資するサークル等の結成、イベントの実施への支援継続、拡充に努める
・町民会館、生活館、集落施設、社会教育施設、社会体育施設の活用に努める。	- 関連施設の定期制管理に努める - 被災後の仮設施設の候補地を選定
—	新規就業者、地域おこし協力隊の安否確認、被害状況を調査
—	余震等に対する安全性を判定し、施設管理者からの報告を基に被害調査を実施
—	就業意向や活動意向に応じた支援策を検討
—	- 被害を受けなかった施設等は避難所等として活用 - 仮設施設の候補地を選定し建設
・地域で受入れ可能な就業環境、活動環境がある場合は、行政へ情報提供する。	新規就業者、地域おこし協力隊への就業環境、活動環境支援策を実施
・地域でコミュニティの活性化に資する活動を積極的に実施	コミュニティ活性化に資する提案は、地域やプレーヤーへの仲介、提案者への直接支援等活性化を支援
・新規起業者、異業種参入者のチャレンジを地域ぐるみで見守り	新規起業者、異業種参入者、民民連携への支援策を検討、実施
—	- 災害に対して安全な場所、安全な構造での整備を検討 - 生涯学習、コミュニティ施設等の本設整備を実施

(5) 災害により強い防災先導のまちづくりを進めます

段階	項目	復興まちづくりの課題	自助（町民・事業者）
応急 対応期	被害確認	・ 早急な被害状況の把握	・ 自宅や事業所の被害の程度を確認、記録し、自主防災組織や自治体に報告
	復興方針	・ 復興方針の策定	・ 自治体で作成する復興方針を把握 ・ 町民、事業者は、自らが所得する土地がどの復興地区に区分されたか把握
	建築制限	・ 建築制限	・ 建築制限区域に指定された土地で新たな建築を行わない
応急 対応期 ～ 復興 始動期	復興計画策定	・ 策定、推進体制	・ 復興計画策定にかかる意向調査への協力、会議に参加
	復興まちづくり	・ 会議体の運営	・ 官民復興まちづくり会議体に積極的に参画し会議体の活動への理解と協力を進める
		・ 意向調査	・ 復興まちづくりに関する意向調査に協力
		・ 復興まちづくり計画の策定	・ 自らの避難行動を想定 ・ 事業者は工場や事務所など敷地内の津波対策を検討 ・ 復興まちづくり計画に係る説明会に参加
	復興事業	・ 復興事業計画の策定	・ 復興事業計画に係る説明会に参加し計画の内容や整備時期等を把握
		・ 調査、測量、設計	・ 復興事業のための現地調査に立ち会うなど行政に協力
		・ 基盤整備	・ 被災した道路、宅地等の基盤整備に係る説明会に参加し、内容を把握し整備に協力
復興 展開期	工事段階	・ 面的整備の開始	・ 面的整備の対象地域の町民、事業者は、整備の内容や時期等について協議するための会合等に参画
		・ 工事入札の不調、不落 ・ 設計変更の多発	—
復興・ 創生期	復興計画	・ 復興事業計画の見直し	・ 復興事業計画の見直しのための意向調査や会議に協力 ・ 復興事業計画の見直しに係る説明会等に参画し、見直し内容等を把握

共助（自治会町内会・自主防災組織・地域）	公助（国・道・町などの行政機関）
・地域の被害状況を集約し自治体に報告 ・地域を巡回し、被害状況報告のない世帯の被害状況を確認	・応急危険度判定調査を実施し、余震等に対する住宅等の安全性を判定 ・自主防災組織からの報告を基に害調査を実施
・復興方針について地域住民への周知に協力 ・自らの地区がどの復興地区に区分されたか把握	・復興まちづくりの方向性を示す復興方針を策定し町民に対して周知 ・復興地区区分を設定し周知
・建築制限区域指定についての周知	・復興まちづくりに支障をきたす建築物を未然に防ぐため建築制限について検討、実施
・復興計画策定、周知に協力	・策定、推進体制を整備 ・復興計画を策定し周知
・官民復興まちづくり会議体に参画し地域の復興まちづくり計画等を検討	・官民復興まちづくり会議体を設立し運営
・復興まちづくりに関する意向調査に協力	・意向調査の実施について、自治体が把握している他の地域に避難している町民に周知
・復興まちづくり計画の内容について行政と協議	・役場庁舎機能の持続性について検討 ・必要となる津波防御対策を検討 ・復興まちづくり計画を策定 ・説明会の開催等を町民に周知
・復興まちづくり計画で位置付けた復興事業の内容について行政と協議 ・復興事業計画策定に係る説明会への参加を呼びかけ	・復興計画や地域の復興まちづくり計画、意向調査の結果を踏まえ、復興事業計画を策定 ・復興事業計画の内容について、町民、事業者と共有するための説明会を開催
・地権者の把握や周知等について自治体に協力	・基盤整備や市街地再開発事業等の面的整備のため、地権者の協力のもと、調査・測量等を実施
・地域住民に対し、基盤整備に係る説明会への参加を呼びかけ	・復興事業計画に基づき、基盤整備を実施するとともに、町民、事業者に対して説明会を開催
・面的整備の内容や整備時期等について協議するための会合を設置し、事業計画について話し合う	・町民、事業者を対象とした説明会を実施し、事業計画を策定するための会合や運営を支援 ・事業計画に基づき市街地再開発事業等の面的整備を実施
—	・工事発注情報の共有、発注時期調整を検討 ・施工業者に配慮した工事発注方法を検討 ・工事打合せ等の弾力的運用について検討 ・設計変更ルールを策定
・自治会町内会は、地域住民に対し、復興事業計画の見直しに係る意向調査への協力を呼びかけ	・町民、事業者の復興まちづくりへの意向変化の確認、復興事業計画見直しのための意向調査を実施 ・意向調査の結果や復興事業の進捗等を踏まえ、復興事業計画の見直しを実施、見直し内容等について周知するための説明会を開催

(参考) むかわ町で策定した被害想定動画より



図 5-3 JR 鶴川駅前における津波襲来イメージ (CG)

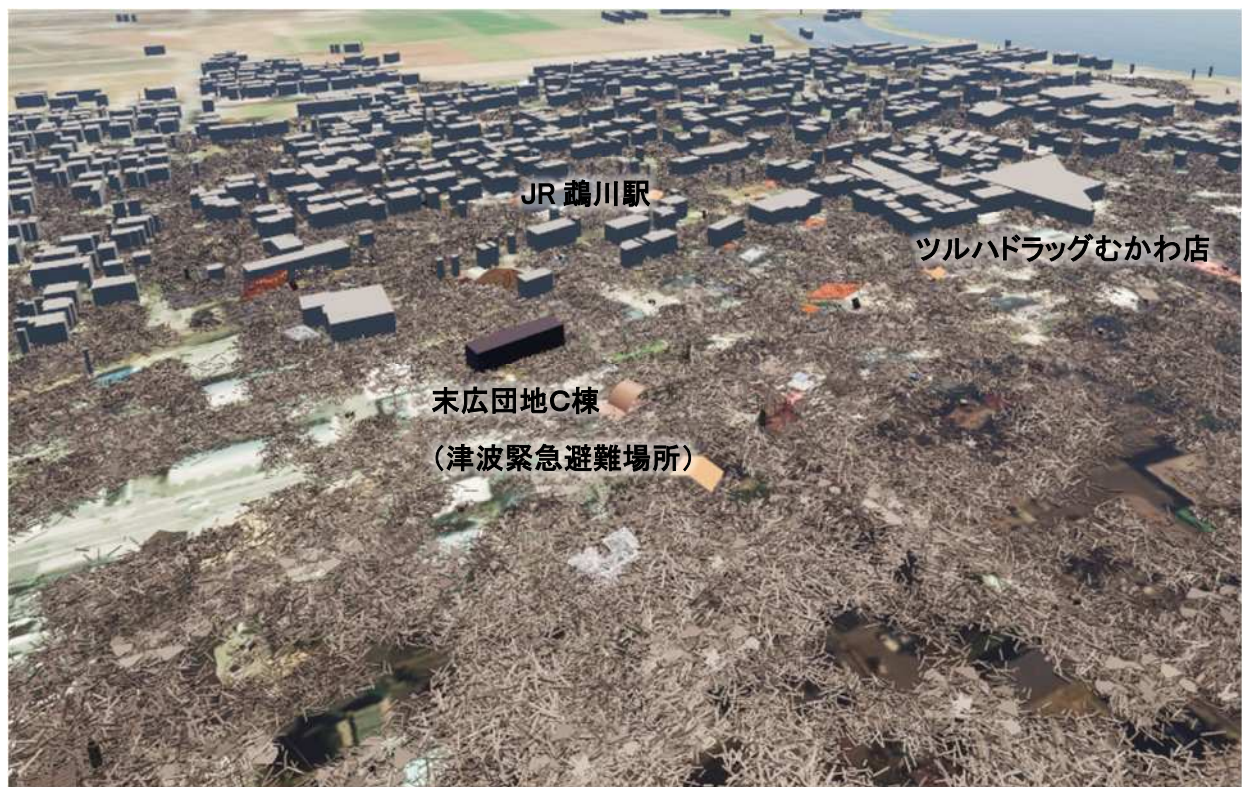


図 5-4 津波襲来後の市街地イメージ (CG)

※これらのイメージ図は想定地震による津波の高さや津波により発生する瓦礫を再現したものであり、実際の被害とは異なる場合があります。

※浸水深が 3m 以上の範囲では木造建物は倒壊・流失するものと仮定していますが、浸水深 2m 以上の範囲でも多くの建物被害が予想されます。

6. あとがき

私たちは平成 30 年北海道胆振東部地震で大規模災害の被災経験があり、東日本大震災、能登半島地震と令和 6 年奥能登豪雨の二重災害などによる被災状況にも報道等で触れ、大規模災害に備えた事前準備の重要性の認識が高まっていますが、大津波を伴う大規模災害の発生を自分事として捉え準備している方は多いとは言えない状況です。

一方、総務省統計局「世界の統計 2024」によると、日本の国土面積は世界の国土面積のわずか 0.29%しかありませんが、国連開発計画（UNDP）の世界報告書「災害リスクの軽減に向けて」によると、マグニチュード 5.5 以上の地震が発生する年平均では、日本は中国、インドネシア、イランに次ぐ 4 位（年平均 1.14 回）となっています。また、2004 年 5 月 26 日以降の気象庁の震度データベースから集計した都道府県別地震回数では、北海道は震度 3 以上の地震回数で全国 3 位、震度 5 以上では全国 8 位となっており、地震や地震の揺れによる津波の発生は非日常とは言えない環境で暮らしています。

むかわ町事前復興計画では、今後、発生が予想されている日本海溝・千島海溝を震源とする巨大地震と大津波が発生し、むかわ町津波ハザードマップで想定している津波が襲来した後の復興まちづくりについて、想定被害状況、大規模災害発生後に起こる人口減少など、平時からの課題の顕著化・加速化や復興まちづくりを進めていくうえでの課題に向き合ってきました。

まだ巨大地震も発生していなければ、大津波も発生していません。まちも被害を受けていない現状において、被災後の復興まちづくりについて考え、思いを巡らせるのはあまりにも「非日常」のことなのかもしれません。しかし、これまでの歴史において大規模災害は唐突に発生し、そこからは被災後の悲惨な状況が「日常」として降りかかっているのが事実です。

本計画書を策定して気づいたことは、「復興まちづくりについて考えることは未来のまちづくりについて考えること」でもあることです。災害が発生しなければまちを復興させる必要はありませんが、大規模災害の発生を見越してその先の復興まちづくりを見据えてみると、今のうちから取り組んでおいた方がよいまちづくり施策、将来の推定人口構成を見越したまちの将来展望が見えてきます。

今後は、本計画書を基本として、防災「も」まちづくりをキーワードにしたまちづくりの実践段階に進みます。本計画の内容をまちづくり計画、地域防災計画や都市計画マスタープラン等関連計画に溶け込ませるとともに、本計画自体も不断の見直しを図ることで、来るべき日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に備えていければと思います。

本計画は行政が防災先導のまちづくりを進める計画であるとともに、住民の皆さんにとってもむかわ町で安心して住み続けられるための計画でもあります。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生に備え、災禍を受けたまちとして大規模災害を自分事として捉え、今からできることを一つずつ、確実に積み上げていただければと思います。